

# 8 月収額の計算方法①

市営住宅は、世帯全員の所得額により、申込みの可否が決まります。下記の手順に従って、世帯の月収額を計算してください。

(1)入居者の所得額を1人ずつ計算してください。

※計算方法については、○給与所得者の方は、○年金所得者の方は、○事業所得者の方は、

14 ページへ

15 ページへ

15 ページへ

(2)1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例)世帯にAさん、Bさんの2人の所得者がいる場合

Aさんの所得額 円	+	Bさんの所得額 円	=	世帯全員の所得額 (2) 円
--------------	---	--------------	---	-------------------

(3)世帯の控除額の合計を計算してください。

※控除についての詳しい説明は 16 ページへ

①公営住宅法施行令上の控除(基礎控除振替分)

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	100,000円×人
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額×人
合計		円

控除額合計(①)  
(3)-1 円

②特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	内容	控除額	合計
ア 同居及び扶養控除	同居者または同居しない扶養親族	380,000円×人	円
イ 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000円×人	円
ウ 老人扶養(同一生計配偶者)控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	100,000円×人	円
エ 寡婦控除	所得のある人が寡婦の場合	270,000円×人	円
オ ひとり親控除	所得のある人がひとり親の場合	350,000円×人	円
カ 障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000円×人	円
キ 特別障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000円×人	円
合計(アからキまでの控除額を合計してください)		円	円

控除額合計(②)  
(3)-2 円

(4)世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額 (2) 円 ※上記(2)で計算した額	-	控除額合計(①) (3)-1 円 ※上記(3)-1、(3)-2で計算した額	-	控除額合計(②) (3)-2 円	÷12	=	世帯の月収額 円
-----------------------------------	---	---	---	---------------------	-----	---	-------------

世帯の月収額が104,000円以下であれば申込可、104,000円を超えていれば申込不可。

# 8 月収額の計算方法②

月収額の計算方法は給与所得者・年金所得者・事業所得者の3タイプあります。

## (1) 給与所得者の所得金額の算出

- 1 現在までの勤務先に前年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき
- 2 現在までの勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	*****	氏名
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	
給料・賞与	*****	*****	
控除対象配偶者	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)

(例) 5ヶ月間勤務しているとき  
直近5ヶ月間の収入額(※) ÷ 5 × 12  
※ 1ヶ月に満たない月は含みません  
=  円

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

### (1) 給与所得者の所得金額の算出

収入額			所得金額		控除 (基礎控除振替分)
a	650,999円以下		0円		0円
b	651,000円	～	1,899,999円	収入額 - 650,000円	
c	1,900,000円	～	3,599,999円	1. 収入額 ÷ 4 = (A) 2. (A)の1,000円未満を切り捨てます。 その金額を(B)とします。 3. 右の表の(B)に当てはめてください。	(B) × 2.8 - 80,000円
d	3,600,000円	～	6,599,999円	(B) × 3.2 - 440,000円	
e	6,600,000円	～	8,499,999円	収入額 × 0.9 - 1,100,000円	

13 ページへ 13ページの(2)にあてはめてください

給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から**所得金額調整控除額**※1を控除します。

※1) **所得金額調整控除額** = (給与所得(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)) - 10万円

## (2) 年金所得者の所得金額の算出

1 前年1月1日以前から支給されている方

2 前年1月2日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者	住所	*****	
	氏名	*****	
種別	支払金額	源泉徴収金額	
年金	円 ***,***,***	円 *****0	
扶養親族等	有無	控除対象配偶者の有無等	

年金証書または振込通知書に記載の年間総支給額

=  円

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
65歳以上の方	a	1,100,000円以下	→ 0円	0円
	b	1,100,001円～3,299,999円	→ 収入額 - 1,100,000円	最大10万円
	c	3,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
65歳未満の方	d	600,000円以下	→ 0円	0円
	e	600,001円～1,299,999円	→ 収入額 - 600,000円	最大10万円
	f	1,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円

👉 13 ページへ 13ページの(2)にあてはめてください

## (3) 事業所得者の所得金額の算出

1 前年1月1日以前に事業を始めたとき

2 前年1月2日以降に事業を始めたとき

確定申告の控え

課税	長期	一時	(確定申告の控え)
事業	①	②	*****
不動産	③		
配当	④		
雑	⑤		
雑	⑥		***
雑	⑦		
雑	⑧		
合計	⑨		*****

(例) 5ヶ月間事業しているとき  
直近5ヶ月間の所得金額 (※) ÷ 5 × 12  
※ 1ヶ月に満たない月は含みません

=  円

👉 13 ページへ 13ページの(2)にあてはめてください

# 8 月収額の計算方法③

## (4) 控除の種類

### ① 公営住宅法施行令上の控除(基礎控除振替分)

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	10万円
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額

### ② 特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	要件	控除額
ア 同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ○市営住宅と一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの ○所得税法の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方	1人につき38万円
イ 特定扶養控除	○扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
ウ 老人扶養控除(同一生計配偶者)	○扶養親族及び同一生計配偶者で、70歳以上の方	1人につき10万円
エ 寡婦控除	下記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得金額が500万円以下である人	1人につき27万円 (所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が27万円以下の場合はその額)
オ ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者の離婚・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得が58万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得金額が500万円以下である人	1人につき35万円 (所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が35万円以下の場合はその額)
カ 障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族(所得税法上の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方)で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、3級から6級の方 ○療育手帳を所持し、Bの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障害者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の方	1人につき27万円
キ 特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族(所得税法上の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方)で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、1級か2級の方 ○療育手帳を所持し、Aの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障害者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の方 ○被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき40万円